

議案第 52 号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）

のうち、建設部の所管する部分について

それでは、議案第 52 号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、建設部の所管する部分につきまして、説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

令和8年2月大津市予算関係議案に係る補正予算説明書の 44 ページ及び 45 ページをお願いいたします。

最下段、款 13 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、目 1 交通安全対策特別交付金、節 1 交通安全対策特別交付金は、本市が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるものであり、確定見込みにより補正するものです。

次に、50 ページ及び 51 ページをお願いいたします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 6 土木使用料の補正額 2,355 千円の増額のうち、節 1 土木管理使用料 985 千円の増額は、説明欄にあります土地使用料の確定見込みにより補正するものです。節 2 道路河川使用料 1,773 千円の増額は、説明欄にあります道路占用使用料や法定外道路等占用使用料等を中心とした、本市が保有する道水路等に係る占用使用料の確定見込みにより補正するものです。

次に、節3 港湾使用料については、今年度における使用料の確定により補正するものです。

次に、節4 都市計画使用料 14,680 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、同節の説明欄の上から3行目の自転車駐車場使用料 3,553 千円の減額及び4行目の駐車場使用料 10,701 千円を減額するものです。それぞれ今年度における利用者数の動向を見定め、使用料収入の確定見込みに伴い補正するものです。

次に、54 ページ及び55 ページをお願いいたします。

項2 手数料、54 ページ下段の目6 土木手数料 1,582 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、節2 道路河川手数料 58 千円の減額であり、説明欄にあります土木証明等手数料として、官民境界確定に伴う証明手数料等の確定見込みにより補正するものです。

次に、56 ページ及び57 ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 災害復旧費国庫負担金、節1 災害復旧費国庫負担金 44,439 千円の増額につきましては、若葉台地先における市道南 1318 号線道路災害復旧工事について、災害査定に基づき、国庫負担対象事業費が確定したことにより補正するものです。

次に、62 ページ及び63 ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 土木費国庫補助金の補正額

202,229千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、節2道路河川費国庫補助金及び節3都市計画費国庫補助金の一部です。

節2道路河川費国庫補助金の説明欄1行目の防災・安全交付金52,166千円の減額は、市道幹2028号線道路改良事業において、国の補正予算による追加交付に伴い増額補正する一方で、舗装長寿命化修繕計画関連や通学路等の交通安全施設整備関連等について、国の交付決定等に応じた所要の調整を実施するものです。その下の、交通安全施設整備費補助金41,508千円の減額は、市道幹1009号線道路改良事業について、また、道路更新防災等対策事業費補助金3,080千円の減額は、計画的な点検、補修等に取り組む市道橋の改修事業について、それぞれ国の交付決定に応じた減額補正をするものです。

次に、節3都市計画費国庫補助金の説明欄にあります都市計画事業費補助金の29,320千円の減額については、都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線（北国町工区）等の都市計画道路整備事業に対する国の交付決定に応じた減額補正をするものです。

次に、74ページ及び75ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、74ページ上段の目7土木費県補助金5,248千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、節2道路河川費県補助金であり、説明欄2行目の地籍調査事業費補助金、3行目の急傾斜地崩壊対策費補助金は、それぞれ事業費の確定見込みにより補正するものです。

次に、76 ページ及び77 ページをお願いいたします。

ページ中段、款18 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入の補正額510千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、節1 土地貸付収入の説明欄4行目の建設部土地貸付収入であり、建設部が所管する普通財産の貸付に伴う収入の確定見込みにより補正するものです。

次に、78 ページ及び79 ページをお願いいたします。

ページ中段、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入の補正額226,956千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄3行目の建設部不動産売払収入であり、法定外道路及び普通河川等の払下げに伴う収入の確定見込みにより補正するものです。

次に、80 ページ及び81 ページをお願いいたします。

同ページ上段、款19 寄附金、項1 寄附金、目4 土木費寄附金、節2 公共交通活性化寄附金については、バス停にベンチを設置するための寄附金の受納により補正するものです。

次に、86 ページ及び87 ページをお願いいたします。

款22 諸収入、項4 雑入、目4 雑入、節1 総務費雑入の補正額7,228千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄下から3行目の市民センター管理費等負担金であり、確定見込みにより補正するものです。

次に、90 ページ及び91 ページをお願いいたします。

節6 土木費雑入の補正額 7,687 千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄3行目の道路等整備事業負担金等であり、市道幹1009号線道路改良事業の橋梁上部工における水道管等の添架に伴う各所有者の費用負担分を補正するものです。

次に、92 ページ及び93 ページをお願いいたします。

節9 その他雑入の補正額 10,322 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄11行目の建設部その他雑入であり、収入の確定見込みにより補正するものです。

以上が歳入の説明です。

引き続き、歳出について説明いたします。

100 ページ及び101 ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の補正額 209,450 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、101 ページ、説明欄7 公共施設マネジメント推進費 6,172 千円の増額であり、公共施設の法定点検業務及び公共施設包括管理業務に係る経費について精算するものです。

次に、ページが大きく飛びまして164 ページ及び165 ページをお願いいたします。

ページ下段、款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費の補正額 289 千円の減額は、土木積算設計の際に行う調査費や公共基準点の成果の管理

経費等を中心とした事業費の精算によるものです。

目2 建築管理費の補正額 2,918 千円の減額は、施設所管課の依頼による建築営繕業務に要する経費を中心とした精算です。

次に、166 ページ及び 167 ページをお願いいたします。

目4 広域事業調整費の補正額 435 千円の減額は、新名神高速道路や大戸川ダム等の整備促進に係る要望活動等の事業費の精算によるものです。

次に、168 ページから 169 ページをお願いいたします。

166 ページからつづいております、項2 道路河川費、目1 道路河川総務費の補正額 3,048 千円の増額のうち、169 ページの説明欄2の道路河川関係事務費は、道路の改良整備や河川整備の推進に伴う事務経費の精算に伴うものであり、説明欄3の土地地籍調査費は、膳所地区及び瀬田地区における地籍調査事業の精算等を中心に、それぞれ補正するものです。

目2 道路橋りょう管理費の補正額 41,231 千円の増額は、今年度の路面凍結防止等の雪寒対策に必要な資材の調達費用及び散布等に要する業務委託経費を追加する一方で、他の市道管理に要する経費等について不用額の精算を行うものです。

次に、その下の目3 交通安全対策費の補正額 16,295 千円の減額は、通学路の安全性向上に要する経費のほか、路線バスの運行補助などの事業費の精査を行うものです。

次に、170 ページ及び171 ページをお願いいたします。

目4 道路維持費の補正額 3,590 千円の増額は、街路樹管理事業費について、安全な歩行空間や交差点における視距確保のために、剪定や伐採費用が増加した一方で、舗装長寿命化修繕計画等に基づく補修経費を中心に、国庫補助金に係る国の交付決定に応じた事業費の精算等を行うものです。

目5 道路新設改良費の補正額 107,548 千円の減額のうち、説明欄1の県営工事負担金は、滋賀県が施行する道路事業等における所要額の見込みの追加に伴い増額し、県議会への上程と歩調を合わせ措置しようとするものであり、2（補助）道路新設改良費では、琵琶湖大橋西詰め交差点の交通渋滞緩和や北部地域の連絡強化を図るべく推進しております市道幹 1009 号線の道路改良事業等について、国庫補助金の交付決定等に応じた事業費の調整により減額補正するものです。また、3（単独）道路新設改良費では、地域からご要望をいただいている市道路線の改良整備の推進に要する測量設計費及び工事費等について、関係機関との調整や施工状況等に応じて増額補正するものです。

次に、172 ページ及び173 ページをお願いいたします。

最上段の目7 河川費、説明欄1の（単独）河川改良整備費は、河川改良整備に係る入札残や現場踏査による事業費の精査により減額補正するものです。

次に、その下の目8 急傾斜地崩壊対策費の補正額 13,939 千円の減額の

うち、説明欄1の急傾斜地崩壊対策費では、事業計画の見直し等による事業費の減額に伴い精算するものであり、説明欄2の県営工事負担金では、滋賀県が施行する急傾斜地崩壊対策事業における所要額の変動に伴い減額を行うものです。

次に、ページ中段、項3港湾費、目1港湾管理費の補正額1,821千円の減額は、施設管理経費の精算に伴うものです。

次に、ページ下段、項4都市計画費、目1都市計画総務費の補正額23,659千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、175ページの説明欄2都市計画企画調整費の1,780千円の減額であり、国道等の整備促進協議会や期成同盟会等の活動に係る経費の精算をするものです。

次に、その下の目2街路費の補正額34,355千円の減額のうち、建設部の所管に属するものとして、説明欄1の街路整備推進費では、街路整備事業に伴う事務費の不用額について精算するものです。また、説明欄2の（補助）都市計画道路整備推進費では、各都市計画道路の整備推進にあたり、それぞれの路線の事業進捗に合わせて事業費の増減を調整し、また説明欄3の（単独）都市計画道路整備推進費では、事業用地の適切な管理を行うための除草等に要する委託業務費を中心に事業費の精算をするものです。

次に、176ページ及び177ページをお願いいたします。

目4自転車駐車場管理運営費の補正額18,935千円の減額のうち、説明欄1の交通安全対策推進費では、放置自転車対策事業の精算に伴う減額を、

説明欄2の自転車駐車場管理運営費では、工事請負費等の事業費の精算を中心に減額補正を行うものです。

次に、その下の目5自動車駐車場管理運営費の補正額12,148千円の減額は、各管理施設の管理経費の不用額について精算を行うものです。

次に、少し飛びますが、204ページ及び205ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1災害復旧費、目4公共土木施設災害復旧費、説明欄1道路河川災害復旧費は、若葉台地先における市道南1318号線道路災害復旧工事を中心に増額補正を行うものです。

以上が歳出の説明です。

次に、恐れ入りますが、予算関係議案の6ページにお戻りください。

第2表の繰越明許費補正について説明いたします。

建設部の所管に属する項目は、追加の中ほどにあります、款8土木費のうち、項2道路河川費からです。

項2道路河川費のうち、土地地籍調査事業は、国土調査法に基づく地籍調査を実施するにあたり、地元調整等に時間を要し、年度内での事業の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次に、道路橋りょう管理事業は、京阪びわ湖浜大津駅周辺の昇降機1基の大規模修繕業務委託について、修繕に必要な資材の納入に遅れが生じ、年度内の事業完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするもの

です。

次に、交通安全対策推進事業は、国の重点的な交付金措置を活用した通学路等における交通安全施設の整備事業の充実を図っていくことについて、関係機関との調整を要することに鑑み、年度内での補助事業の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次に、道路維持修繕事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修や道路構造物の長寿命化に係る業務について、事業費の繰越をするものです。高橋や下天神橋の補修工事を中心として、事業の推進にあたり関係機関との調整を要すること、また、年度内での補助事業の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次に、道路新設改良事業は、市道幹 2028 号線、市道幹 1009 号線及び地域からご要望いただいている市道路線の改良整備について、事業費の繰越をするものです。市道幹 2028 号線は、西日本高速道路株式会社への道路改良工事委託について、年度内での完了が見込めないことに加え、国の補正予算を活用した令和 8 年度事業の前倒し予算を計上することに伴い、所要の事業費を繰越するものです。市道幹 1009 号線は、道路改良工事における地盤改良工の増工等に伴い、年度内での工事の完了が見込めないことから事業費を繰り越すものです。また、地域からご要望いただいている市道路線の改良整備については、各路線の工程調整や関係機関との調整に時間を要したことから、事業費を繰り越すものです。

次に、河川改修事業は、南志賀三丁目ほか地先で計画的に進めている天の川のほか、3河川の改修工事について、事業費の繰越をするものです。当該河川改修事業では、工事に伴う水道管の移設調整などの工程調整に時間を要したことに伴い、年度内の完了が困難であることから、事業費について繰越をするものです。

次に、急傾斜地崩壊対策事業は、大石小田原一丁目地区で計画的に進めている急傾斜地防災工事について、工事内容の変更に伴う滋賀県との協議や隣接地権者との協議に時間を要したことに伴い、年度内の完了が困難であることから、事業費について繰越をするものです。

次に、項4都市計画費の2つ目にあります、都市計画道路整備事業のうち、建設部の所管に属するものは、都市計画道路2路線について関連事業費を繰り越すものです。

都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線（北国町工区）は、電線共同溝への電線類の入線と電柱の抜柱作業に時間を要し、道路改良工事等の年度内の完了が困難な見通しであるため、事業費を繰り越すものです。

次に、都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線は、事業用地の確保に係る事業費であり、地権者との調整等に時間を要し、公有財産購入費をはじめ用地関連経費の年度内での支出完了が困難であることから、事業費を繰り越すものです。

次に、款11災害復旧費、項1災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業

は、若葉台地先における市道南 1318 号線道路災害復旧工事について、国との復旧設計協議や近隣地権者との協議に時間を要したことに伴い、年度内の完了が困難であることから、事業費について繰越をするものです。

以上が繰越明許費についての説明です。

これをもちまして、議案第 52 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、建設部の所管に属する部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますよう、お願いいたします。